

## 労働者派遣契約書(案)

北海道(以下「甲」という。)と\*\*\*\*\* (以下「乙」という。)とは、労働者の派遣について、次のとおり契約する。

### (目的)

第 1 条 この契約は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。)に基づき、乙の雇用する労働者(以下「派遣労働者」という。)を甲に派遣し、甲が派遣労働者を指揮命令して医師事務作業補助業務(以下「派遣業務」という。)に従事させることを目的とする。

### (総則)

第 2 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、労働者派遣法その他関係法令等を遵守するものとする。

2 乙は、この契約の目的を達成するために、必要な能力、知識及び経験を備える派遣労働者を甲に派遣しなければならない。

3 乙は、派遣労働者が甲の指揮命令に従い、甲の職場における諸規程等を遵守するように、教育、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

4 この契約の処理に当たっては、この契約書に定めるもののほか別紙 1 労働者派遣業務処理要領によるものとする。

### (派遣期間)

第 3 条 派遣期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

### (就業条件)

第 4 条 派遣労働者の就業条件は、次のとおりとする。

#### (1) 業務内容

- ア 診断書などの文書作成補助
- イ 診療記録への代行入力
- ウ 医療の質向上に資する事務作業
- エ 行政上の業務
- オ その他医師事務作業補助に関する業務

#### (2) 就業場所

別紙 1 労働者派遣業務処理要領のとおり

#### (3) 派遣人数

別紙 1 労働者派遣業務処理要領のとおり

#### (4) 就業時間

- ア 午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 まで(休憩時間：午後 0 時 00 分から午後 1 時 00 分まで)

イ 緑ヶ丘病院においては、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(休憩時間：午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分まで)

ウ 時間外の就業がある場合は、1 日 4 時間、月 45 時間、年 360 時間を限度とする。

(5) 就業日

原則、月曜日から金曜日までの毎日(次に掲げる日を除く。)ただし、就業日以外の就業が有る場合は、派遣元事業場における 36 協定により定められている範囲とする。

ア 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

イ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで(アに掲げる日を除く。)

(派遣単価)

第 5 条 派遣単価は、実働時間 1 時間当たりにつき \* \* \* \* \* 円とし、当該単価に消費税及び地方消費税相当額を加算する。

(就業状況の通知等)

第 6 条 甲は、毎月、当該月終了後速やかに、派遣労働者ごとの 1 月間の就業状況を、乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の内容を確認し、1 月間の派遣実績を取りまとめ、速やかに甲に通知し、甲の確認を受けるものとする。

(派遣料金の請求及び支払)

第 7 条 乙は、前条第 2 項の確認を受けたときは、次に掲げる就業の区分ごとの 1 月間における派遣労働者の実働時間の合計時間(1 時間未満の端数がある場合には、30 分未満の端数は切り捨て、30 分以上の端数は切り上げる。)にそれぞれの区分に定める額を乗じて得た金額を合計した金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「派遣料金」という。)を甲に請求するものとする。

(1) 就業日

ア 就業時間内の就業

派遣単価の額

イ 就業時間外の就業

派遣単価に 100 分の 125 を乗じて得た額(当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(2) 就業日以外の日

派遣単価に 100 分の 135 を乗じて得た額(当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に当該派遣料金を支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により前項の派遣料金の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年 2.8

パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

4 派遣料金の支払場所は、北海道病院事業企業出納員勤務の場所とする。

(権利義務の譲渡等)

第 8 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(派遣先責任者等)

第 9 条 甲は、派遣先責任者、派遣労働者を直接指揮命令する者を別紙 1 労働者派遣業務処理要領のとおり定めるとともに、この契約に係る事務処理等を担当する業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(派遣元責任者等)

第 10 条 乙は、派遣元責任者を別紙 1 労働者派遣業務処理要領のとおり定めるとともに、この契約に係る事務処理等を担当する業務処理責任者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者の変更請求等)

第 11 条 甲は、業務処理責任者が、この契約の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から 10 日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(派遣労働者の交代)

第 12 条 甲は、派遣労働者が派遣業務の従事に当たり、遵守すべき甲の業務処理方法等に従わない場合又は業務処理の能率が著しく低いと認められる場合は、その理由を付した書面により、乙に派遣労働者の交代を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、速やかに必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(苦情処理)

第 13 条 甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申出を受ける者を別紙 1 労働者派遣業務処理要領のとおり定める。

2 甲又は乙の前項の者が苦情の申出を受けたときは、甲及び乙の密接な連携の下に、その迅速かつ適切な処理を図るものとする。

3 前項により苦情を処理した場合には、甲又は乙は、その結果について必ず派遣労働者に知らせなければならない。

(安全衛生等)

第 14 条 甲及び乙は、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)等の法令に定める規定を遵守し、派遣労働者の労働基準、安全衛生等の確保に努めるものとする。

2 甲は、採光・空調等に配慮するなど派遣労働者の快適な作業環境の確保に努めるとともに、感染予防対策として、必要に応じマスク、手指の消毒等の提供及び使用を指示すること。

3 乙は、派遣労働者を派遣する前に、雇入れ時の安全衛生教育を実施するものとする。

(出張等に要する費用)

第 15 条 甲の指示により派遣労働者が派遣業務の都合により出張又は外勤する場合には、甲は当該出張又は外勤に要した費用を負担するものとする。

(派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与)

第 16 条 甲は、派遣労働者に対し、甲が来ようとする労働者が通常利用している施設又は設備について利用することができるよう便宜供与することとする。

(就業機会の確保)

第 17 条 乙及び甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
  - (2) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないものと認められるとき。
  - (3) 第 20 条に規定する理由によらないでこの契約の解除の申出をしたとき。
  - (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
    - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
    - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
    - カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
    - キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 乙は、第 1 項の規定により、この契約が解除されたときは、甲に対して、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定により、この契約が解除された場合において、この契約に係る

契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保は甲に帰属し、甲は当該契約保証金又は担保をもって前項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額に不足するときは、乙は、当該不足額を甲の指定する期間内に納付し、契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額を超過するときは、甲は、当該超過額を返還しなければならない。

第19条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この条及び第20条において「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第17条において同じ。)を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。)が提起されなかったとき。
- (2) 乙が納付命令(独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第20条において同じ。)を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)
- (3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。 )又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合(これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。 )又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。))における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に入札又は北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。)
- (6) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第89条第1

項、第 90 条若しくは第 95 条(独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

第 20 条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が賠償すべき損害額は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

#### (損害賠償)

第 21 条 第 18 条第 1 項の規定に基づきこの契約を解除された場合において、甲に損害があるときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

2 この契約の派遣期間中に第 18 条第 2 項の規定に基づきこの契約を解除した場合であつて、同条第 4 項に定める期日までに解除の通知を行わなかったときは、甲は、少なくとも当該通知の日と契約を解除した日の 30 日前の日との間の期間の日数分の派遣労働者の賃金に相当する額についての損害を賠償しなければならない。

3 第 18 条第 3 項の規定に基づきこの契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、同条第 4 項に定める期日までに解除の通知を行わなかったときは、甲は、少なくとも当該通知の日と契約を解除した日の 30 日前の日との間の期間の日数分の派遣労働者の賃金に相当する額についての損害を賠償しなければならない。

4 前条の規定に基づきこの契約を解除された場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

5 乙又は派遣労働者の責めに帰すべき理由により派遣業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。

6 前各項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

7 乙又は派遣労働者が派遣業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第 22 条 乙は、この契約に関して、第 19 条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の派遣料金の合計額の 10 分の 2 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 5 号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号に規定するものであるとき又は同項第 6 号に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない派遣料金に係る賠償金については、当該派遣料金が確定した都度、前項の規定中「毎月の派遣料金の合計額」とあるのは「毎月の派遣料金」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 甲は、実際に生じた損害の額が前 2 項の賠償金の額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

4 第 1 項及び第 3 項の規定は、この契約の派遣期間終了後においても適用があるものとする。

(相殺)

第 23 条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する派遣料金請求権その他の債権と相殺することができる。

(履行不能の場合の措置)

第 24 条 乙は、乙の責めに帰すべき理由以外の理由により派遣業務の全部又は一部について履行不能となったときは、直ちに甲に通知し、甲の指示に従わなければならない。

(契約内容の変更)

第 25 条 甲が必要と認めたときは、乙と協議の上、契約内容を変更することができる。

(秘密保持)

第 26 条 乙は、派遣業務の処理に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、派遣労働者その他乙の従業員が派遣業務の処理に関し、知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。派遣労働者その他乙の従業員でなくなった者についても同様とする。

(個人情報の保護)

第 27 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(金銭、有価証券等の取扱い)

第 28 条 甲は、派遣労働者に対し、金銭、有価証券等の取扱いをさせないものとする。

(管轄裁判所)

第 29 条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(協議)

第 30 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

乙  
(許可番号 )

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第 1 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

#### (秘密の保持)

- 第 2 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、その使用する者が、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

#### (目的外収集・利用の禁止)

第 3 乙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、当該業務の目的の範囲内で行うものとする。

#### (第三者への提供制限)

第 4 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (複写、複製の禁止)

第 5 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

#### (提供資料等の返還等)

第 6 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後、速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

#### (契約解除及び損害賠償)

第 7 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

#### (従事者への周知)

第 8 乙は、この特記事項の内容を派遣労働者その他乙の従業員に周知徹底するものとする。